

特別養護老人ホーム希望の森 通所介護事業 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛和会が設置経営するデイサービスセンター希望の森通所介護事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業は、老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者である要支援または要介護者の心身の特性をふまえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うこととする。事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 デイサービスセンター 希望の森
所在地 茨城県古河市上大野1889番地1

(職員の定数及び職務)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名（特別養護老人ホーム希望の森 施設長が兼務）
事業所の業務を統括する。
- (2) 生活相談員 1名以上
利用申込に関わる調整、通所介護計画の作成等を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
主に、利用者の健康管理や療養上の世話を行う。また、日常生活上の介護、介助等も行う。
- (4) 介護職員 4名以上
利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上（介護職員兼務）
利用者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。
- (6) 調理員（給食業者に委託）
調理員は、利用者の給食の調理を行なう。

2 機能訓練指導員は、当該事業所の他の職務と兼務することができる。

3 第1項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

4 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(事業所の定員)

第5条 事業所の定員は30名とする。

(事業所サービスの内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等のサービス）
- (4) 介護方法の指導（家族介護者教室）
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 給食サービス（食事代は実費）
- (8) 入浴サービス

(事業所サービス内容の説明等)

第7条 事業所サービスの提供にあつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を文書で説明し、利用者又はその家族の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

(通所介護計画の作成・変更)

第8条 事業所サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望を踏まえて通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 事業所サービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者より、利用者負担分の支払いを受ける。

2 前項の費用のほか、次に掲げる項目については、利用に応じて、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

食事代	昼食	700円	
	(朝食：390円	昼食：700円	夕食：560円)
レクリエーション・クラブ活動費	実費		
おむつ代	一枚	100円	
時間延長	1時間	①要支援1・2、要介護1・2	1,000円
		②要介護3・4・5	1,200円
	時間延長	送迎 (片道)	500円
実施地域外送迎代	無料		

上記のほか、日常生活等において通常必要なものに係わる費用で、利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費および相当額

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取扱に注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他、他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(利用の中止、変更、追加)

第11条 利用者が利用予定期間の前に、都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する場合、サービスの実施日前日までに事業者へ申し出をする。但し、利用者の体調不良等正当な理由のあるときは、この限りではない。

利用予定日の午前8時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の午前8時までに申し出がなかった場合	当日の昼食代

(緊急時等における対応)

第12条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関及び利用者の家族への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第15条 提供した施設サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第16条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
また、事業所内において感染症がまん延しないように必要な措置を講じることとする。

(秘密保持等)

第17条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：施設長）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 職員等の資質向上をはかるため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者の負担金、収納簿、その他必要な

記録、帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- 3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛和会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(営業日及び営業時間)

第20条

営業日 月曜～土曜 8時30分～17時30分

受付時間 年中無休

サービス提供時間 月曜～土曜 9時30分～16時30分

時間延長 16時30分～19時00分

その他年間の休日 元旦

(通常の事業実施地域)

第21条

- ① 茨城県古河市全域
 - ② 栃木県下都賀郡野木町全域
 - ③ 茨城県結城市（武井・東茂呂・江川大町）
 - ④ 茨城県境町（猿山・長井戸・塚崎）
 - ⑤ 栃木県小山市（平和・南飯田・南和泉）
- 実施地域外については要相談とする。

附 則

この規程は、平成23年8月10日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年8月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成28年3月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和1年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年5月1日から施行する。

この規定は、令和5年9月1日から施行する。

この規定は、令和5年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

この規定は、令和7年1月1日から施行する。

この規定は、令和8年4月1日から施行する。